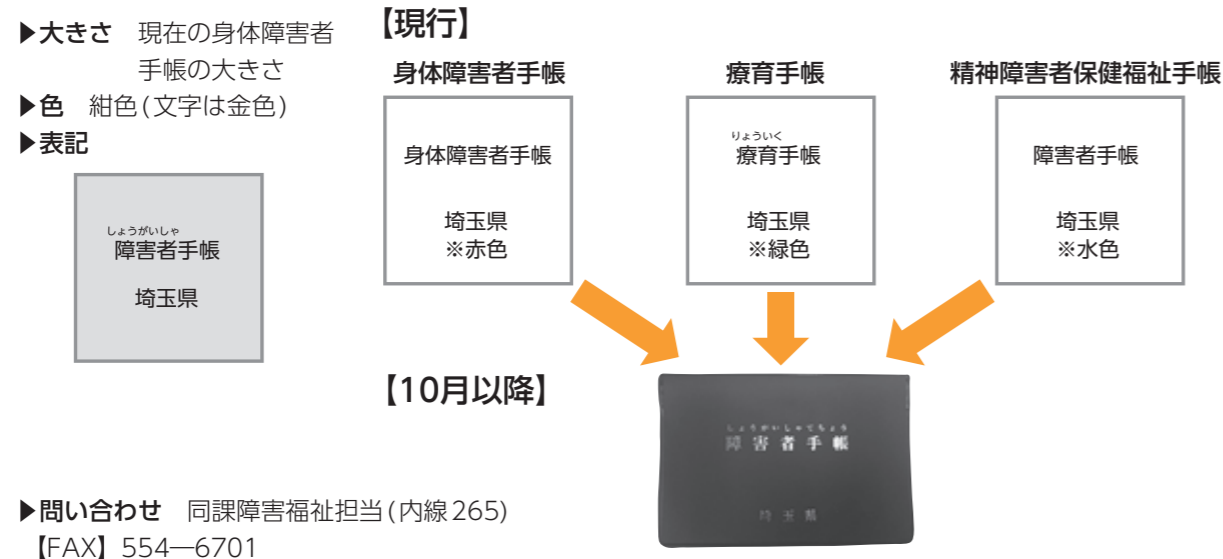


障害者手帳の大きさ、色、表記が統一されます

埼玉県では、10月1日(休)から3種類の障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の大きさ、色、表記を次のとおり統一します。

対象となるのは、10月以降①新たに手帳を取得する方、②再認定、再判定、更新が必要な方、③紛失などにより再交付が必要な方です。現在お持ちの手帳はそのまま利用できますが、新しい体裁の手帳に替えることを希望する場合は、福祉課障害福祉担当にご相談ください。



戦没者などのご遺族の皆さんへ ～第10回特別弔慰金が支給されます～

戦後70周年に当たり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

▶**対象** 平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の優先順位に該当する遺族1人に支給します。

- ①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者
- ②子
- ③生計関係のあった(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹
- ④③以外の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹
- ⑤①～④以外の三親等内親族で一年以上生計関係のあった方

▶**内容** 額面25万円の記名国債(5年償還)
▶**請求期限** 平成30年4月2日(月)
▶**その他** 請求期限を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができません。
▶**請求窓口・問い合わせ** 福祉課トータルサポート推進担当(内線279)

第17回行田市障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会

▶**日時** 11月14日(出)午前10時～午後0時30分(午前9時30分から受け付け)
▶**場所** 行田グリーンアリーナ
▶**内容** 障害者(児)とその家族およびボランティアが、互いに交流を深めるとともに、障害者(児)の健康増進と社会参加を促進します。

▶**対象** 市内在住・在勤・在学の障害者(児)
▶**種目** 風船バレー、卓球バレー、ポッチャ、STT、フライングディスクなど

▶**参加費** 無料
▶**持ち物** 運動しやすい服装、タオル、上履き
▶**その他** 当日のボランティアを募集していますので、協力していただける方は10月16日(金)までに行田市社会福祉協議会(☎557-5400)へ申し込みください。

▶**申し込み** 福祉課で配布している申込用紙に必要な事項を記入の上、10月16日(金)までに直接同課
▶**問い合わせ** 同課障害福祉担当(内線265)【FAX】554-6701



新しい国民健康保険 被保険者証をご使用ください

9月30日(休)で有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証(保険証)の更新に伴い、新しい保険証を簡易書留郵便でお送りしました。10月1日(休)以降に医療機関で診療を受けるときは、必ず新しい保険証(灰色)を提示してください。また、旧保険証は各自で処分してください。

加入・喪失手続きはお早めに

国保に加入するときや職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です。届け出は本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

加入は届け出の日からではなく、資格を得た日までさかのぼって加入となります。届け出が遅れると、国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となりますので、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、国保の資格を喪失しているにもかかわらず、国保の保険証を提示し診療を受けた場合は、国保が負担した診療費を国保に返金していただくこととなります。

▶**問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271)

ふれあい福祉健康まつり

- ▶**日時** 10月17日(出)午前9時30分～午後2時30分(雨天の場合は10月18日(日))
▶**場所** 産業文化会館南側芝生広場および市民プール脇駐車場(西側一部)
▶**内容** 手作り作品の即売、バザー、団体PRの展示、飲食コーナー、アトラクションなど
▶**主催** 行田市ふれあい福祉健康まつり実行委員会
▶**共催** 行田市、行田市社会福祉協議会
▶**問い合わせ** 同協議会☎557-5400

国民健康保険の人間ドック・脳ドック 検査料助成制度が変わります

10月1日(休)から、国民健康保険の人間ドック・脳ドック検査料の助成を受けることができる対象の方が変わります。

- ▶**変更後の対象** 次の全てに該当する方
- ・検査当日において行田市国民健康保険に加入してから4カ月以上経過している方
 - ・検査日当日満35歳以上の方
 - ・国民健康保険税が課税されており、国保税の滞納がない世帯の方
- ▶**その他** 助成金額、申込方法などの変更はありません。
▶**問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271)

行田市国民健康保険に加入の 40歳～74歳の皆さんへ 特定健康診査を受けましたか

特定健康診査は、身体計測や血液検査などの簡単な検査で、潜在している病気を発見したり、将来生活習慣病になりやすいリスクがあるかを確認したりすることができます。生活習慣病から発生する病気にかかること、知らず知らずのうちに体をむしばんでいくため注意が必要です。

ぜひ年に一度は特定健康診査を受診し、大切な体をチェックしてください。

▶**受診期間** 平成28年2月29日(月)まで

▶特定健康診査を受診できる方

平成27年4月1日現在、行田市国民健康保険の加入手続きをした方で、今年度(平成28年3月31日現在)40歳～74歳の方

※対象者には、5月下旬に受診券を送付しています。紛失などで手元にない場合は、保険年金課へ問い合わせください。

▶**注意** 年度途中で社会保険へ加入した方や市外に転出した方は、行田市国民健康保険の特定健康診査は受診できません(加入した社会保険や転出先の国民健康保険にお尋ねください)。

▶費用

【70歳～74歳】無料
【70歳未満】500円(受診時に窓口でお支払いください)
※市・県民税非課税世帯の方は費用が免除されるので、受診前に受診券を持参の上、同課までお越しください。

▶**申し込み** 特定健康診査受診券、国民健康保険被保険者証(保険証)を持参の上、受診を希望する健診実施医療機関へ申し込みください。

※健診実施医療機関は、受診券と同封のパフレットに一覧を掲載しています。

受診勧奨はがきと電話での受診をお勧めしています

保険年金課では、特定健康診査を多くの方に受診していただくために、はがきや電話で受診をお勧めしています。電話では、併せて特定健康診査の受診についての確認をさせていただいています。

※電話の際、金銭の振り込みなどを依頼することはありません。既に健康診査を受診済みの方、または行田市国民健康保険の被保険者でなくなった方については、行き違いがあるかもしれませんがご了承ください。

市外の医療機関で人間ドックを受診し、検診結果を保険年金課に提出した方に対して、市内共通商品券(2,000円分)を贈呈します。健診結果と印鑑を持参の上、同課にお越しください。

▶**問い合わせ** 同課国保担当(内線271)